

平成25年度 久留米市母子寡婦福祉資金貸付事業特別会計予算

平成25年度久留米市の母子寡婦福祉資金貸付事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 139,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

（地方債）

第2条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表 地方債」による。

（一時借入金）

第3条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、 80,000千円と定める。

平成25年2月26日提出

福岡県久留米市長 檜 原 利 則

第1表 歳入歳出予算
歳入

款	項	金 額
1 貸付事業収入		千円 9 2, 1 3 3
	1 貸付事業収入	9 2, 1 3 3
2 繰入金		1 2, 8 6 7
	1 一般会計繰入金	1 2, 8 6 7
3 繰越金		1 3, 0 0 0
	1 繰越金	1 3, 0 0 0
4 諸収入		1, 0 0 0
	1 雑入	1, 0 0 0
5 市債		2 0, 0 0 0
	1 市債	2 0, 0 0 0
歳 入 合 計		1 3 9, 0 0 0

歳 出

款	項	金 額
1 事業費		千円 1 3 6 , 6 9 5
	1 事業費	1 3 6 , 6 9 5
2 公債費		4 0 0
	1 公債費	4 0 0
3 予備費		1 , 9 0 5
	1 予備費	1 , 9 0 5
歳 出 合 計		1 3 9 , 0 0 0

第 2 表 地 方 債

起 債 の 目 的	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
母 子 寡 婦 福 祉 資 金 貸 付 事 業	千円 20,000	普 通 貸 借 又 は 証 券 発 行	% 無 利 子	母子及び寡婦福祉法第 3 7 条の規 定による。
計	20,000			